

# 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント 重要事項説明書

## 1 事業所の概要

- (1) 事業所名 二ツ井地域包括支援センター  
二ツ井ふくし会 理事長 丸岡 一直
- (2) 所在地及び 能代市二ツ井町字下野家後145 特養よねしろ内  
連絡先 TEL (0185) 73-6662  
FAX (0185) 73-6665
- (3) 事業の目的及び運営方針  
利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り居宅において、自立した生活を営むことができるよう、その選択に基づき、適切な介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防支援等」という。）を提供することを目的とします。事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、サービス提供方法等について理解しやすいよう説明を行い、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス、生活支援サービスに偏ることのないよう公正中立に行います。
- (4) 事業の実施地域 能代市二ツ井地域
- (5) 営業日及び営業時間 能代市二ツ井町字下野家後145 特養よねしろ内  
月曜日～土曜日 8:30～17:30  
(祝日及び年末年始12月30日～1月3日を除く)

## 2 職員の体制

(令和8年4月1日現在)

職 種	人 員	職 務 内 容
(1) 管理者兼主任介護支援 専門員	1 名	介護予防ケアプラン作成、相談業務
(2) 保健師	1 名	介護予防ケアプラン作成、相談業務
(3) 社会福祉士（準ずる）	1 名	相談業務
(4) 介護支援専門員	1 名	介護予防ケアプラン作成、相談業務

## 3 提供する指定介護予防支援サービス及び指定介護予防支援等の内容

指定介護予防支援等は、利用者の介護予防に資するように行い、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるように、目標指向型の計画を作成します。提供する介護予防支援等の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

### (1) 介護予防サービス計画の作成及び同意

- ① 事業者は担当職員に介護予防サービス・支援計画書（以下「ケアプラン」という。）の作成に関する業務を担当させます。尚、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。
- ② 当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平かつ適正に利用者又はそのご家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 利用者について、その有している生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握したうえで、利用者及びそのご家族の意欲及び意向を踏まえて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握します。
- ④ 課題の把握にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びそのご家族に面接して行います。



契約の期間は、利用者の要支援認定の有効期間の満了日又は、総合事業のサービスの提供期間までとなります。ただし、契約の期間の満了日の7日前までに利用者から契約終了の申出がないときは、この契約は自動更新されます。また、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

## 7 契約の終了

- (1) 契約期間中に、以下の事項に該当するに至った場合には、事業者との契約は終了します。
  - ① 利用者の要介護状態区分等が「非該当」又は「要介護」と認定された場合
  - ② 利用者が死亡した場合
  - ③ 利用者が転出し、能代市の被保険者でなくなった場合
- (2) 契約の有効期間中、この契約を解約することができます。この場合には、契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。また、以下の事項に該当する場合には、直ちに契約を解約することができます。
  - ① 事業者が、正当な理由なく、介護保険法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき
  - ② 事業者が守秘義務に違反したとき
  - ③ 事業者が故意又は過失により利用者及びそのご家族の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (3) 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合にはこの契約を解除することができます。
  - ① 介護予防支援等の提供にあたり、利用者、家族が心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - ② 利用者、ご家族が故意又は重大な過失により事業者若しくは担当者の生命・身体・財産・信用等を傷付け、又は著しい不信行為を行うことなどによってこの契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## 8 事故発生時等の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者そのご家族、能代市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を及ぼしたときは、速やかに損害を賠償します。ただし、利用者又はそのご家族に重大な過失があるときは、賠償額を減額することがあります。

## 9 ハラスメント対策強化

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

## 10 秘密保持

- (1) 事業者及びその職員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供に当たって知り得た利用者又はそのご家族に関する情報を漏らしません。
- (2) 事業者は、事業者の職員が退職後、在職中に知り得た利用者又はそのご家族に関する情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- (3) 事業者は、利用者又はそのご家族に関する情報を用いる場合、利用者又はそのご家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、情報を用いません。
- (4) 事業者は、介護予防支援等業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託した場合において、利用者又はそのご家族に関する情報の保持について必要な措置を講じます。

1.1 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実現するため、及び、非常時の体制においても早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めます。

1.2 衛生管理等

- (1) 事業所は利用者の利用する設備や衛生管理に努め、感染症又は食中毒が発生し、まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとします。
  - ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
  - ② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
  - ③ 職員に対し、指針にもとづき研修並びに訓練を実施します。
  - ④ 別に厚生労働大臣が定める感染症等の発生が疑われる際は手順に沿った対応を行います。

1.3 相談窓口、苦情受付

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

二ツ井地域包括支援センター
特別養護老人ホームよねしろ内
電話番号：0185-73-6662

○次の機関においても苦情申し出ができます。

能代市 市民福祉部 長寿いきがい課	所在地：能代市上町1番3号 電話番号：0185-89-2157
二ツ井地域局市民福祉課	所在地：能代市二ツ井町字上台1番地1 電話番号：0185-73-5500
秋田県国民健康保険団体 連合会（国保連）	所在地：秋田市山王4丁目2番3号 電話番号：018-883-1550

また、苦情・相談窓口として「能代市以外の方は、当該市町村介護保険担当窓口」で対応致します。  
※この説明書の内容に変更がある場合は、別途お知らせします。

令和 8 年 月 日

指定介護予防支援等の提供の開始にあたり、事業者は、本書面により重要事項の説明を行い、利用者はこれらの内容に同意し、交付を受けました。

二ツ井地域包括支援センター

	説明者	氏名			印
	利用者	住所	能代市二ツ井町		
		氏名			印
（	代理人	住所	能代市二ツ井町		
		氏名			印
					）